

新潟市多文化共生推進アクションプラン

(第1期 令和7～9年度)

令和7年7月

新潟市

目 次

1 基本理念	1
2 推進の方向性としての2つの視点.....	1
3 施策の体系	2
分野1 コミュニケーション支援.....	3
分野2 情報発信と相談体制.....	4
分野3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援.....	6
分野4 共生社会の基盤整備.....	8

※「多文化共生」の定義

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(2006 年 3 月)より

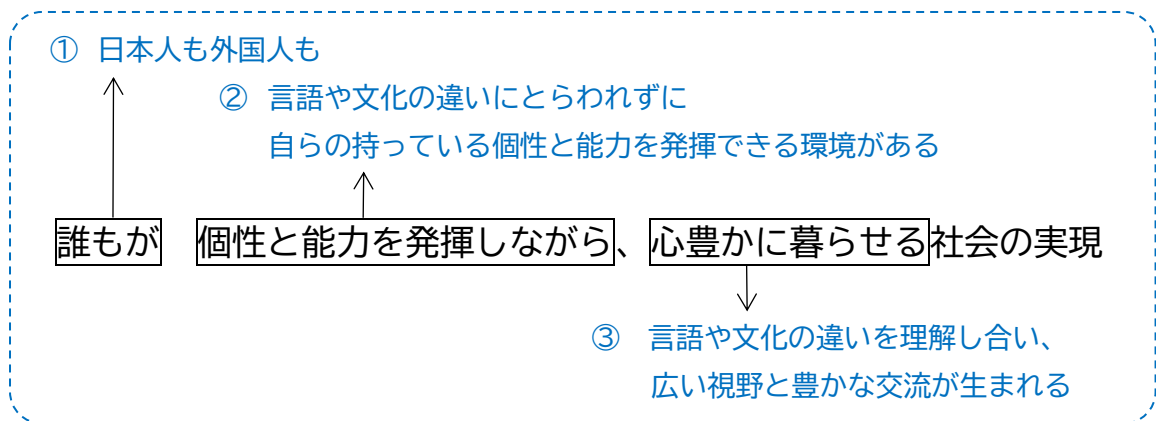
※「外国人」の定義

本市においては、現在の国籍が外国籍である人だけでなく、日本であっても、両親のいずれかが外国人である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがあり、多様な文化的背景を持つ人々を総称して「外国籍市民等」としていますが、本アクションプランにおいては、「外国人」に統一しています。

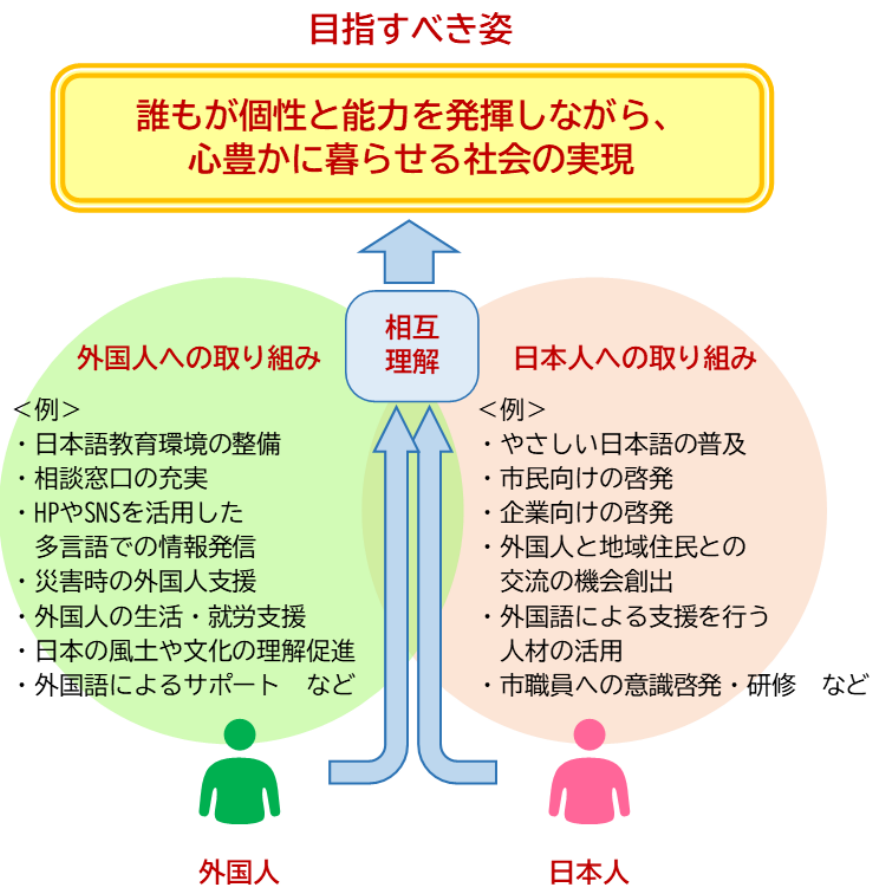
令和7年3月に策定した新潟市多文化共生基本方針を具体化し、推進するため、令和7年度から令和9年度までの3年間の行動計画（アクションプラン）を定めます。

1 基本理念

新潟市多文化共生基本方針において、新潟市総合計画2030における重点戦略6「誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現」に沿って、本市の多文化共生の目指すべき姿を、以下のとおり定義しました。

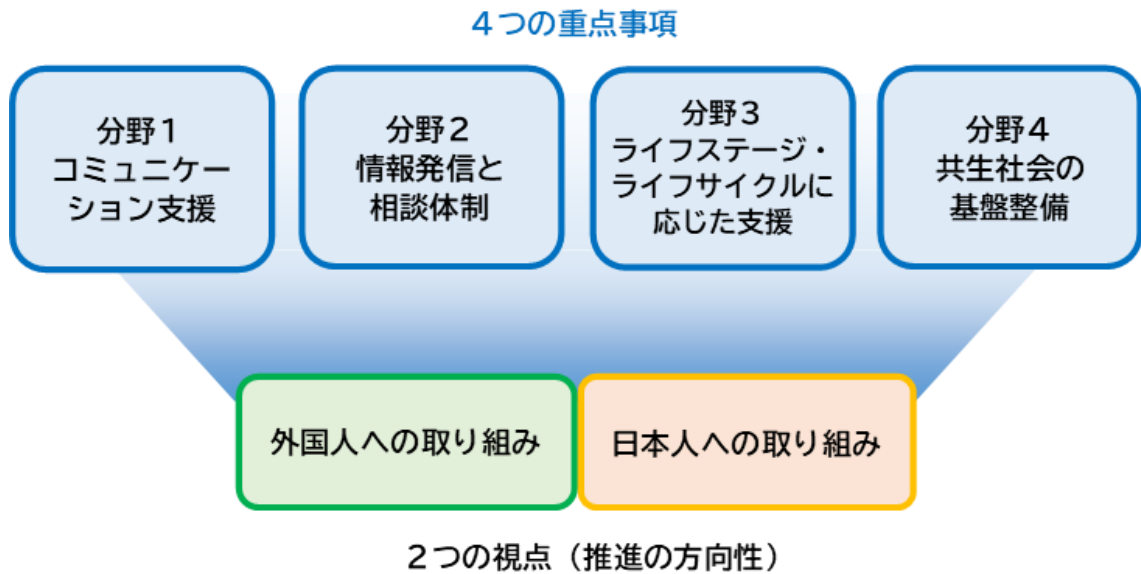


2 推進の方向性としての2つの視点



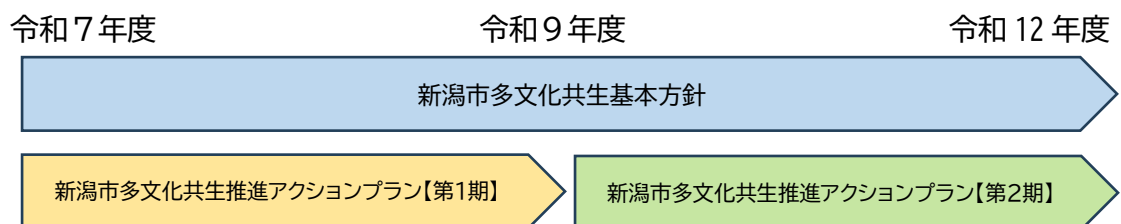
3 施策の体系

国の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」における4つの重点事項に基づき、施策を4分野に分類し、外国人への取り組みと日本人への取り組みの2つの視点から展開、推進することで、誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現を目指します。



新潟市多文化共生基本方針は、令和7年度から令和12年度までを対象期間としています。

新潟市多文化共生推進アクションプランは、第1期アクションプランは令和7年度から令和9年度、第2期アクションプランは令和10年度から令和12年度を対象期間とします。



分野1 コミュニケーション支援

外国人への日本語教育の機会提供と質の向上に取り組むとともに、日本人へのやさしい日本語の普及啓発を進めることで、双方向の円滑かつ迅速なコミュニケーションを目指します。

(1) 日本語教育の推進

新潟市国際交流協会及び地域の日本語教室における日本語教育を推進するとともに、小中学生に対し学習機会の充実を図ります。

① 新潟市国際交流協会における日本語講座 新潟市国際交流協会

日本語を母語としない外国人を対象に、日本語を習得する機会を提供します。これまで行ってきた様々な本市の日本語教育の体制を活かしながら、今後増えていくことが見込まれる外国人のニーズへの対応を見据え、日本語教育の推進に取り組めます。

② 日本語教育支援 新潟市国際交流協会

ボランティアで外国人に日本語を教えている日本語教室の指導者や、今後指導者を目指す人などを対象に、スキルアップを図る講座を開催します。また、日本語教室の指導者とのネットワークを強化します。

③ 外国につながりを持つ子ども向けの学習支援 新潟市国際交流協会

外国につながりを持つ子どもが勉強の分からないところや宿題などを勉強できる教室を実施します。

(2) やさしい日本語の普及・啓発

庁内外に対するやさしい日本語の普及・啓発に取り組めます。

① 市民向け普及・啓発 国際課 新潟市国際交流協会

市報や区だよりにやさしい日本語の啓発記事を掲載します。また、市民向けに研修や普及・啓発のための企画展示を行います。

② 市職員向け普及・啓発 国際課 新潟市国際交流協会

市職員向けに窓口等においてやさしい日本語を活用するための研修を行います。また、定期的に庁内向け通信を発行し、普及・啓発を図ります。

分野2 情報発信と相談体制

やさしい日本語や多言語での情報発信を推進するとともに、外国人の日常生活における身近な困りごとに関する相談窓口の多言語対応の強化などを実施します。また、災害時に外国人へ必要な情報を提供し、迅速に避難行動ができる情報体制と、外国人被災者に対する支援を行える体制を整備します。

(1) 外国人の目線に立った情報発信の強化

外国人が必要とする情報に迅速かつ円滑にアクセスできる環境を整備します。

① 新潟市公式ホームページの多言語・やさしい日本語での発信 広報課

新潟市公式ホームページの多言語化対応を充実させます。また、誰にとっても分かりやすい内容での発信や、やさしい日本語での発信を目指します。今後のニーズに応じて、外国人の関心が高い情報の集約など、利便性の向上を図ります。

② SNS 等による情報発信 新潟市国際交流協会

新潟市国際交流協会 Facebook をはじめとした SNS を活用して多言語、やさしい日本語で、外国人の関心が高い情報を発信します。また、身近な生活に役立つような情報を提供するため、多言語（英語・中国語・韓国語・ロシア語・ベトナム語）の情報紙を発行します。併せて、関係団体等と連携した効果的な情報発信に努めます。

③ 外国人向け相談窓口の強化

行政窓口において、自動翻訳機やテレビ電話、タブレット等を活用し、多言語による対応を行います。また、窓口職員がやさしい日本語で対応できるよう研修に取り組みます。

新潟市国際交流協会において、外国語による相談窓口、外国人のための弁護士による無料法律相談会、外国籍住民のための無料医療相談会など、各種相談体制を整えます。

④ 外国人向け生活オリエンテーションリーフレットの作成 国際課

日本で初めて生活する外国人向けに、市役所での手続きやごみの出し方など、生活に必要な情報をまとめたリーフレットを作成します。

⑤ 封筒への多言語表示 国際課

市役所から文書でお知らせ等を送付するときに、封筒に重要なお知らせである旨を多言語で表示します。

（２）災害時の支援体制の強化

災害時に外国人へ必要な情報を提供し、迅速に避難行動ができる情報体制と、外国人被災者に対する支援を行える体制を整備します。

① 地域防災計画への反映 防災課

外国人に関する防災対策について計画し、新潟市地域防災計画に明記します。

② 迅速な避難と円滑な避難生活に向けた取組み 防災課

指定避難所・津波避難ビルの案内表示看板を多言語（英語、中国語、韓国語、ロシア語）で表示します。各避難所の開設時に活用する災害時多言語表示シートを整備します。

③ 被災外国人への支援体制の整備 国際課 新潟市国際交流協会

新潟市国際交流協会と連携し、大規模災害発生時に、外国人に対して必要な情報を多言語化して提供し、支援を行う、災害時多言語支援センターの体制を整備します。

分野3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

乳幼児期・学齢期・青壮年期・高齢期に応じた支援や、外国人が必要な支援を適切に受けるための情報発信や申請方法の見直しなどを行います。

- ① こども・子育てに関するサービス・制度の多言語・やさしい日本語による情報提供 こども政策課 こども家庭課 幼保運営課 幼保支援課

各種サービスや制度について、誰にとっても分かりやすい内容での発信や、多言語・やさしい日本語での発信を目指します。また、各種サービスや制度の内容をオンライン上で多言語表示できるようにするため、ホームページ等への掲載を進めます。

- ② こども・子育て関係窓口等における多言語・やさしい日本語対応

こども政策課 こども家庭課 幼保運営課

行政窓口等において、自動翻訳機やテレビ電話、タブレット等を活用し、多言語による対応を行います。また、職員がやさしい日本語で対応できるよう研修に取り組みます。

- ③ 外国人の子育て中の親子が地域の子育て中の親子と交流する機会の提供

こども政策課 幼保支援課

地域子育て支援センター等において、外国人の親子を含む子育て中の親子同士の交流や子育ての相談がしやすい環境づくりに取り組みます。

- ④ 外国人のこどもの就学に関する情報提供 学校支援課

学齢相当のこどもがいる外国人に、就学に関する情報提供を行います。また、小・中学校に新規入学相当の外国人がいる家庭に対して、就学案内を送付します。

- ⑤ オリエンテーション・ガイダンス・相談・説明会等の多言語・やさしい日本語対応 学校支援課

保護者を対象とした就学前オリエンテーションやガイダンス、相談を多言語・やさしい日本語で対応します。また、高等学校等への進学を促進する観点から、外国人生徒と保護者を対象とした多言語・やさしい日本語による進路説明会を開催します。

- ⑥ 外国人児童生徒教育の研修の実施 学校支援課

学校管理職や教職員を対象に、外国人児童生徒教育の研修を実施します。

- ⑦ 日本語指導補助者や母語支援員等による指導体制の整備 学校支援課
日本語指導担当や日本語指導支援員を配置します。また、外国人児童の来日時
に集中的に日本語指導支援員を派遣します。
- ⑧ 日本語や学校のルールを学習するプレスクールの実施 学校支援課
小学校入学直前の外国人のこどもを対象に、簡単な日本語や学校のルールを学
習するプレスクールを実施します。
- ⑨ 外国につながりを持つこども向けの学習支援 新潟市国際交流協会 **【再掲】**
外国につながりを持つこどもが勉強の分からないところや宿題などを勉強でき
る教室を実施します。
- ⑩ 国民健康保険・介護保険・年金制度に関する周知・広報
保険年金課 介護保険課
国民健康保険や介護保険、年金の制度や仕組みについて、誰にとっても分かり
やすい内容での発信や、多言語・やさしい日本語での発信を目指します。
- ⑪ 高齢者・障がい者福祉等に係るサービス・制度の多言語による情報提供
高齢者支援課 障がい福祉課
高齢者・障がい者福祉等に係るサービス・制度について、誰にとっても分かり
やすい内容での発信や、多言語・やさしい日本語での発信を目指します。

分野4 共生社会の基盤整備

外国人が居住する地域・企業・学校・関係機関との連携を図ることで、生活・労働・学習環境の整備を推進します。また、日本人と外国人の双方への啓発や支援を通じ、共生社会実現に向けた意識を醸成します。互いに文化や習慣の違いを理解し、尊重し合うことで、より良い関係性の基礎づくりや交流の創出、地域活性化を目指します。

(1) 多文化共生の意識啓発・醸成、外国人市民住民の社会参画支援

① 人権尊重、偏見や差別の解消、人権啓発活動の実施 広聴相談課

人権尊重、偏見や差別の解消に向けて、周知を行います。人権問題について、すべての市民に関する人権啓発活動を行うことにより、市民全体の人権意識の高揚を図ります。

② 多文化共生の考え方に基づく教育の実施 教育総務課 国際課

総合的な学習の時間などにより、外国の文化に親しむ機会をつくることで、多文化共生の意識醸成を図ります。

また、国際交流員を小・中学校などに派遣し、外国の文化についての講座を実施することで、国際交流・国際理解の推進を図ります。

③ 夜間中学の設置 教育総務課

中学校を卒業していない方や不登校などにより十分な教育を受けられなかった方、義務教育を修了していない外国籍の方などに対し、中学校の教育課程を受けられる機会を提供するため、夜間中学の開設を目指します。

④ 分かりやすい日本語による地域活動の周知・啓発 市民協働課

自治会、町内会、地域コミュニティ協議会などが実施する地域活動について、分かりやすい日本語による周知・啓発を行います。

⑤ 地域の外国人住民のネットワークとの連携 新潟市国際交流協会

地域の外国人住民のネットワークとの連携を構築し、強化することで効果的な情報発信につなげるとともに、外国人住民の地域社会への参画を目指します。

⑥ 異文化交流の推進 新潟市国際交流協会

外国の文化や日本文化を紹介するイベント等を開催し、外国人住民と地域住民との交流の機会創出を目指します。

（２）外国人材の就労・受入環境の整備

① 外国人向けの就労・定着支援の実施 雇用・新潟暮らし推進課

関係機関と連携して、就職を希望する外国人向けに、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした講座を実施します。

② 外国人労働者を受け入れるための事業主向け支援 雇用・新潟暮らし推進課

外国人の雇用・職場定着について、セミナーを開催するなど、意識醸成を図ります。また、国や県と連携し、相談体制を整えます。



みなとまち。
みらいまち。
新潟市

新潟市多文化共生推進アクションプラン

令和7年（2025年）7月 発行

新潟市観光・国際交流部国際課

TEL：025-226-1671

FAX：025-225-3255

E-mail：kokusai@city.niigata.lg.jp